

回答書

令和7年6月26日

福島県福島イノベーション・コースト構想推進課

F-REI と地域との連携モデル創出事業業務委託公募型プロポーザルについての質問に対する回答は、次のとおりです。

質問事項	質問内容	回答内容
①参加表明書について	参加表明書への押印は必要でしょうか。	本プロポーザルでは、契約締結に係る契約書への記名押印以外は、基本的に押印省略が可能です。
②同上	「代表者氏名」は法人代表者である理事長の氏名でしょうか。それとも事業の実施責任者でしょうか。	契約締結に当たっての代表者となる方を記載願います。
③参加者について	複数の企業が共同で参加することは可能でしょうか。(コンソーシアム等)	共同事業体(共同体協定書等を締結している者)の参加も可能です。その場合、代表者は、募集要領第4の要件をすべて満たす者、構成員は、募集要領第4(2)～(8)の要件を満たす者とします。 参加表明書の提出時に、共同体協定書を併せて提出ください。 また、企画提案書の提出時に、全構成員の会社概要及び直近2期分の決算書類を併せて提出ください。
④事業への応募について	業務1と業務3に跨る内容になることを想定していますが、1案件で両業務への応募は可能でしょうか。可能な場合は、案件単位での契約になるのか、それとも業務単位での契約になるのか、委託料や申請方法などを含めた考え方を教えてください。	業務を跨っての応募は想定していませんので、いずれかの業務での応募をお願いします。仮に業務1の分野の中に、分野3の業務が含まれていても、1つの業務として提案をお願いします。
⑤周年記念プレ事業との位置づけについて	当会は来年度(令和8年度)に創立20周年を迎える予定であり、周年記念に向けた機運醸成の一環として、本事業をそのプレ事業として位置づ	事業の位置づけには特段制限を設けておりませんが、周年記念を目的とするのではなく、F-REIとの連携を事業目的とした上での企画提案をお願いします。

	<p>けて実施したいと考えていますが、そのような活用は可能でしょうか。</p>	
⑥事業の名称について	<p>業務2 (F-REI と連携した地域の産業人材の育成) での提案に際し、当会が商標登録している人材育成事業の名称を事業名として用いることは可能でしょうか。(例:「A人材育成塾 (仮称)・F-REI 連携特別コース」等)</p> <p>(※公的委託事業の名称に既存商標等を冠することに対する制約の有無の確認の趣旨)</p>	<p>委託事業名は、「F-REIと地域との連携モデル創出事業」とする予定であり、取組の名称とは区別する予定です。</p> <p>取組の名称には特段制限を設けておりませんが、事業の実施に支障のない名称とするようお願いします。</p>
⑦F-REI研究者の想定範囲について	<p>企画提案書の段階において、講師として招聘するF-REI研究者の方は「〇〇分野の研究者」等の表記でも差し支えないでしょうか。</p> <p>(※県側でF-REIとの調整を担うことになっているため、想定レベルの提示がどの程度求められるかの確認の趣旨)</p>	<p>差支えありません。どの分野のF-REI研究者等を想定しているかが分かるように表記をお願いします。ただし、F-RIE研究者については、研究者側のスケジュールの都合もあるため、F-REIとの調整の結果、想定される研究分野のF-REI研究者が招聘されないこともありますので、予めご承知願います。</p>
⑧企画提案書提出書類のうち決算書類について	<p>直近2期分の決算書類(企業の場合)とあるが、公益社団法人である当法人も決算書の提出をする、という認識でよいでしょうか。</p> <p>(※団体・企業と分けた記載文言があったため、念のための確認の趣旨)</p>	<p>ご認識のとおりです。決算書類を作成している場合、ご提出をお願いします。</p>
⑨委託限度額について	<p>15市町村とそれ以外の市町村で実施する場合、委託限度額の上限の判断基準となる「主たる事業実施場所」は、実施時間・積算額等、どういったものを基準にするのが適切でしょうか。</p>	<p>実施場所が15市町村とそれ以外の市町村の複数に及ぶ場合、実施時間や積算額で按分した割合が概ね6割以上となる場所を「主たる事業実施場所」の基本的な基準とします。</p>
⑩人件費・一般管理費の取扱いについて	<p>本事業の事業費積算において、受託団体の職員人件費および一般管理費(事業費のXX%等)を事業費として含めることは可能でしょうか。</p>	<p>委託上限額を超えない範囲で、企画提案事業に必要な経費を計上するようお願いします。</p> <p>なお、Q&Aに掲載したとおり、事業実施団体の通常の活動に係る経費は対象</p>

		となりません。
⑪委託料の支払いの請求について	委託料はどのタイミングでのお支払いになるでしょうか。領収書の提出などは必要でしょうか。	原則として精算払を想定しており、福島県による委託業務完了検査に合格した後、委託料の支払いを請求していただきます。この時、領収書の提出は不要です。 なお、概算払の必要性を個別に判断した上で、契約書に概算払の条項を盛り込む場合もあります。
⑫成果物の権利について	今回の事業の成果物として、学生が震災復興学習をした成果を「震災復興新聞」や「震災復興をテーマにしたオリジナルビール」として制作することを想定していますが、これらの成果物の権利は福島県に帰属するのでしょうか。震災復興新聞は各先へ学生より謹呈、各所での展示、本学イベントでの配布、メディアを通じた発信などを想定しており、オリジナルビールは新聞を広める媒体として各所での販売を想定していません（利益は寄付金や活動実費への充当を想定）。	成果物の権利が福島県又は受託者のいずれかに帰属するかは、契約時に協議の上で、契約書で規定します。
⑬Q&AのQ15.について	オリジナルビール制作の利益は寄付金や活動実費への充当を想定しているが、営利目的として対象事業には当てはまらないという判断になるでしょうか。	記載いただいたような取扱いとする場合は、営利目的には該当しないと判断します。